

青森市屋内グラウンド移転整備調査業務委託（2025/10/23 時点）

番号	該当書類・質問項目	質問事項	回答
1	用地調査等業務費	建物の見積は、積算が困難な専門メーカー等に対する見積を対象にしているとの認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	用地調査等業務費	営業調査Bは、調査対象建物で営業する営業体を対象にしているとの認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	図面（建築物）	既存図面は、意匠図、構造図、機械図、電気図、すべて揃っているのでしょうか。	縦覧図書をご確認ください。
4	図面（建築物）	既存図面で、受領資料になく必要なものは、構造図など復元設計するのでしょうか。既存建築物の図面はどのベルで作成するのでしょうか。（例えば縮尺 1/500 程度、1/100 程度）	縦覧図書をご確認ください。 補償額の算出に当たり必要となるものは作成するものとしてください。なお、その場合、図面の縮尺については、打ち合わせ協議により定めることとします。
5	アスベスト調査	アスベスト調査を実施する場合には、何か所行う予定でしょうか。個所数により、調査費用が変わるので、目安を教えてくださいませんか。 （目安より多い場合、追加業務と考えてよろしいでしょうか。）	調査個所数は把握しておりません。なお、業務内容については、特記仕様書及び参考資料としてお示しているとおります。
6	建物の数	建物 7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満。建物は、何棟、何階建て、何造など規模を教えてくださいませんか。	建物 7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満の建物は 1 棟です。階数等は縦覧図書をご確認ください。
7	工期延期	協議等に時間を要した場合に工期延期は可能でしょうか。打合せは、WEB会議でもよろしいでしょうか。	基本的に工期の延長は考えておりません。 また、打合せは対面を想定しています。

青森市屋内グラウンド移転整備調査業務委託（2025/10/23 時点）

番号	該当書類・質問項目	質問事項	回答
8	委任状	公告に添付されている委任状のあて先は青森県交通・地域社会部 地域交通・連携課長あてとなっているが、県知事でなく課長宛でのままでよいのか。	青森県知事あてとしてください。
9	入札書	番号8と同様でよいのか。	青森県知事あてとしてください。
10	積算内訳書	入札時に提出することとなっているが、様式は提示されるのか。もしくは任意様式であるのか。	様式を入札公告ページに追加掲載しました。